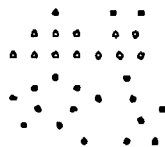



裁判長 認印	(印)
-----------	-----

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 6 年 (受) 第 3 4 0 号
決 定 日	平成 2 6 年 8 月 2 6 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	山 崎 敏 充 岡 部 喜 代 大 谷 剛 彦 大 橋 正 春 木 内 道 祥
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	名古屋高等裁判所平成25年(ネ)第685号(平成25年11月29日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 <p style="text-align: center;">平成26年8月26日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 弥 永 一 (印)</p>	



当事者目録

申 立 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
同 代 表 社 員 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
相 手 方	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	一 ノ 子 裕 一 ほか

これは正本である。

平成 26 年 8 月 26 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

弥 永

